

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年4月5日

京都市長 門川 大作

認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-006	平成30年3月30日	京都市右京区太秦蜂岡町14番地の1及び15番地の1並びに同区太秦東蜂岡町9番地の1、9番地の3及び9番地の39

(都市計画局建築指導部建築指導課)